

「暴風警報」「暴風雪警報」「大雨警報」「洪水警報」「津波警報」

発表時の児童の下校について

登校前

- 1 「暴風警報」「暴風雪警報」が発表されている場合
 - ▼ 午前6時00分までに解除された場合は、平常通り授業を行う。
 - ▼ 午前6時を過ぎても解除されない場合は、当日の授業を行わず、休校とする。

- 2 「大雨警報」「洪水警報」「津波警報」のいずれか、または複数の警報が同時に発表されている場合
(「暴風警報」「暴風雪警報」は発表されていないとき)
 - ▽ 原則として、平常通り授業を行う。
 - ▽ ただし、道路などの破損、増水がはなはだしく、通学に危険があると思われるときは、安全が確認されるまでは登校させない。
 - ▽ 状況によって、登校が危険と思われる場合、登校以前に授業の有無を決定し、メール配信により家庭に連絡する。

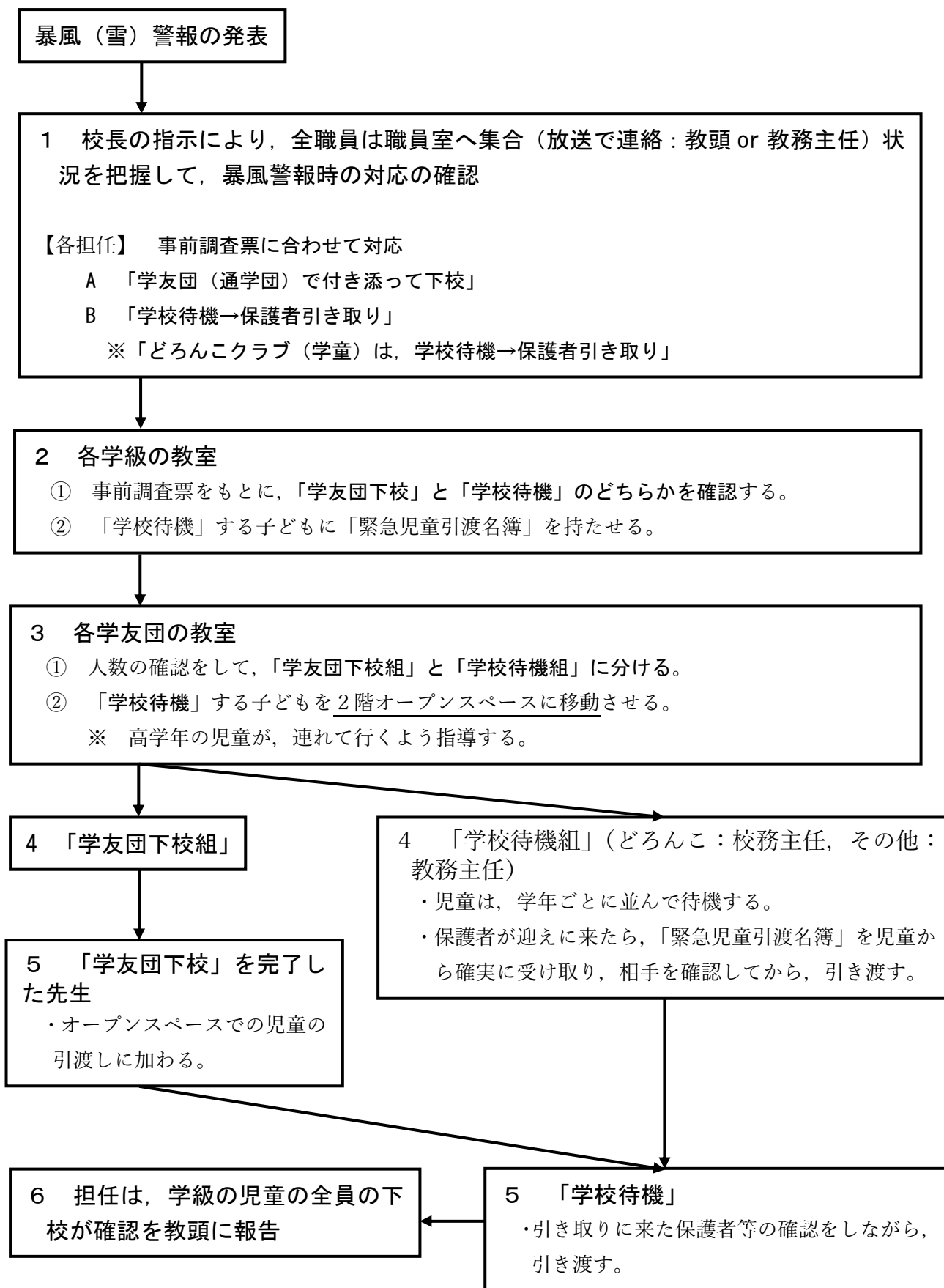
登校後

- 3 「暴風警報」「暴風雪警報」が発表された場合
 - ▼ 発表時の気象状況等により判断し、安全に帰宅できると認めた場合、職員が付き添い速やかに下校する。ただし、あらかじめ引き取りの申し出のあった児童は、学校に待機する。
下校が危険と認めたときは、危険がなくなるまで学校で保護する。この場合、保護していることをメール配信により家庭に連絡する。

- 4 「大雨警報」「洪水警報」「津波警報」が発表された場合
 - ▽ 諸状況などにより判断し、必要と認めた場合は下校する。
 - ※ 3・4ともに下校は学友団下校とし、職員が引率して帰宅させる。家庭に誰もいない状況があらかじめ分かっている場合は、保護者の迎えがあるまで学校(体育館)で待機させる。

- 5 「〇〇注意報」が発表された場合
 - ▽ 平常通り授業を行う。

「暴風（雪）警報」が発表された時の緊急下校マニュアル



「特別警報」(大雨・暴風・高潮・大雪・暴風雪など)

発表時の児童の下校について

1 「特別警報」(大雨・暴風・高潮・大雪・暴風雪など)が発表されている場合

- ▼ 休校とする。途中で解除された場合も授業は行わない。

2 「特別警報」(大雨・暴風・高潮・大雪・暴風雪など)が発表された場合

- ▼ 即刻授業を中止し、児童を学校に留め置く。警報発表中は、学友団下校は行わない。
- ▼ 警報解除後も、災害の状況及び通学路の状況等の情報収集に努め、児童が安全に帰宅できると判断できるまで下校はさせない。
- ▼ 児童が安全に帰宅できると判断した場合は、保護者引き取りのもと下校させる。
- ▽ 保護者または保護者に代わる方の引き取りがあった場合、児童は「児童引き渡し個票」で確認の上、直接引き渡す。
- ▽ 保護者または保護者に代わる方の引き取りがない児童は、引き取りがあるまで学校内の安全な場所で保護する。

「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の対応について

※「豊橋ほっとメール」「防災ラジオ」等による情報発信あり

1 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するか調査を開始した場合

- 続報に注意しながら、通常通り教育活動を続ける。また、速やかに日ごろからの地震への備え、発生時の対応について再確認する。
- 校外学習等を実施している場合は、一度安全な場所に児童を集合させ、状況に応じて活動を継続するか、帰校するか判断する。

2 南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が、平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合

(1) 児童が在校中

- 続報に注意しながら、通常通り教育活動を続ける。また、速やかに日ごろからの地震への備え、発生時の対応について再確認する。
- 校外学習等を実施している場合は、一度安全な場所に児童を集合させ、状況に応じて活動を継続するか、帰校するか判断する。

(2) 児童が登校中

- 原則として登校し、その後は ア の在校中と同じ行動をとらせる。

(3) 児童が下校中

- 原則として帰宅し、自宅待機とする。

※担当職員が通学路の安全確認を行う。

(4) 児童が在宅中

- 当日または翌日の授業・学校行事を実施する。続報に注意しながら、通常通り教育活動を行う。

3 在校中に地震が発生し、大きな被害が生じたとき

- (1) 職員の指示に従って、運動場など安全な場所に避難する。
- (2) 児童は、全員保護者等の引き取りがあるまで、校内に待機する。

◎ 豊橋市防災会議が平成26年8月28日に公表した被害予測調査では、南海トラフ地震の規模が理論上最大想定モデルでも羽根井小学校運動場には津波は到達しない。

愛知県(●●●)に「Jアラート緊急情報」が発信された場合

発信の タイミング	対応措置	その後の判断
登校前	自宅待機	①日本の領海外の海域に落下 ⇒自宅待機解除 ②日本の領土・領海に落下 ⇒続報により、屋内避難を解除するような情報が伝達された時点で自宅待機解除
在校時	校内にて 避難指導	安全確認後、教育活動を再開
登下校中	自主避難	速やかな避難行動をとる (裏面「弾道ミサイル落下時の行動について」に基づき、学校でも児童生徒への安全指導を実施します)

なお、愛知県が対象外の場合は、通常登校となります。

弾道ミサイル落下時の行動

- ☆屋外にいるとき・・・近くの建物の中に避難する。
- ☆建物がないとき・・・物陰に身を隠すか、地面に伏せて頭部を守る。
- ☆屋内にいるとき・・・窓から離れるか、窓のない部屋に移動する。

近くにミサイルが落下したとき

- ☆屋外にいるとき・・・口と鼻をハンカチで覆い、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内または風上へ避難する。
- ☆屋内にいる場合・・・換気扇を止め。窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。